

## ○田布施町中間前金払制度取扱要領

平成29年4月1日

訓令第25号

### (趣旨)

**第1条** この要領は、田布施町財務規則（平成12年田布施町規則第20号）第128条の2に規定する中間前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (選択)

**第2条** 契約担当者は、契約締結時に受注者から中間前金払・部分払選択届（様式第1号）を提出させ、中間前金払又は部分払のどちらかを選択させるものとする。

2 前項の規定により提出された選択届は、契約締結後において、その内容の変更は認めないものとする。

3 中間前金払を選択した場合は、部分払は請求できない。ただし、会計年度を超えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）で、各年度末等における支払いのために部分払をする必要がある場合は、この限りではない。

4 部分払を選択した場合は、中間前払金は請求できない。

### (要件)

**第3条** 中間前金払の認定は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 当初の前払金を受領していること。

(2) 工期の2分の1を経過していること。

(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### (認定)

**第4条** 監督職員は、工期の2分の1を経過後、受注者から工事履行報告書（様式第3号）を添付した中間前金払認定請求書（様式第2号）の提出を受けたときは、要件を満たしているか否かの確認を行い、その結果を中間前金払認定通知書（様式第4号）により受注者に通知するものとする。

### (請求)

**第5条** 契約担当者は、前条に規定する中間前金払認定通知書の交付を受けた受注者から中間前払金支払請求書（様式第5号）の提出があった場合は、保証事業会社と締結した前払金保証契約の保証証書が添付されていることを確認するものとする。

### (支払い)

**第6条** 監督職員は、前条に規定する請求書を受領したときは、その日から起算して15日以内に中間前金払による支払いを行うものとする。

### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

田布施町長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 住所

氏名

印

### 中間前金払・部分払選択届

下記工事について ( 中間前金払 ・ 部分払 ) を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

注1) 中間前金払か部分払のどちらかを○で囲んでください。

注2) 契約締結後は、選択の変更は認められません。

## 中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
<p>上記の工事について、工事請負契約約款第34条第3項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所 氏名 ⑩</p> <p>田布施町長 ○ ○ ○ ○ 様</p>	

## 工事履行報告書

工事名	報告年月日          年    月    日		
工 期	年    月    日 ~          年    月    日		
日 付	年    月    日 現在		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 抽出			

主 任 監 督 員	監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

- (注) 1 毎月報告する。  
 2 予定行程は、完成までの予定出来高累計を記入する。  
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。  
 4 債務負担行為又は繰越に係る契約においては、認定請求年月日の属する年度分についてのみ記入すること。

## 中間前金払認定通知書

様

田布施町長 ○ ○ ○ ○

下記工事についてその進捗を審査したところ、中間前金払の請求をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請負代金額	
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
摘 要	

年 月 日

## 中間前払金支払請求書

田布施町

田布施町長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 住所

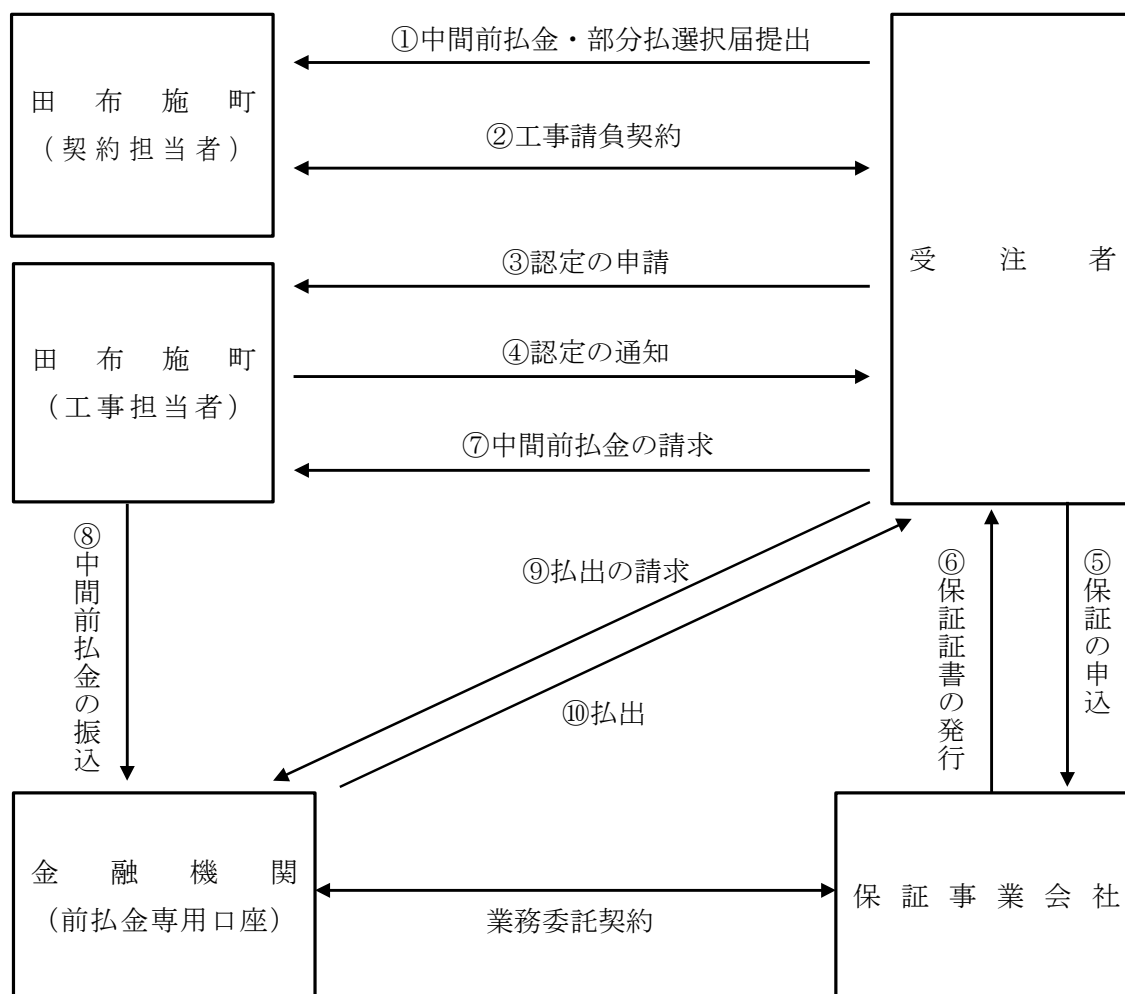
氏名

印

次のとおり前金払をされるよう工事請負契約書第34条第2項の定めにより保証証書を添えて請求します。

請求金額	
請負金額	
前払金受領済額	
実施年度	
工事名	
工事場所	

## 【中間前払金の認定請求手続き】



- (1) 契約締結時に中間前払金・部分払選択届を契約担当者に提出してください。
- (2) 中間前払金認定申請書に工事履行報告書を添付して工事担当者に提出してください。
- (3) 工事担当者は、認定要件を確認し、中間前金払認定通知書を交付します。
- (4) 中間前金払認定通知書を添えて、保証事業会社に保証契約の申込みをしてください。
- (5) 中間前払金支払請求書に保証事業会社の保証証書を添えて工事担当者に提出してください。